(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

				資料番 号	10-6		担当課	障がい福祉課
法令名	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律	根拠条項	第1	2条	不利益処分 の種類	審査	拒否等によ	る手当支払差』
	条 手当の支給を受けている をせず、又は書類その他の物る							